

# 感染症法における結核対応について

令和元年12月改定 岡山県保健福祉部健康推進課

平成18年結核予防法が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号（以下「感染症法」という））」に統合され、平成19年4月1日から、感染症法による結核対策が行われています。

## ●『直ちに』患者居住地を管轄する保健所へ届出

感染症法第12条により、診断した医師が直ちに届け出ることになります。  
岡山県内在住の結核患者については、その後の対応の便宜上、原則として、届出先を患者居住地を管轄する保健所・支所としております。  
休日の届出については、まず裏面保健所・支所まで必ずお電話でお知らせください。

## ●就業制限・勧告入院（措置入院）

届出を受理した保健所・支所は、直ちに届出医に連絡し、就業制限・勧告入院の要否を判断します。裏面の基準を満たす場合は、結核病床を有する第2種感染症指定医療機関に入院となります。

※勧告入院の基準、結核病床を有する医療機関への転院時の対応については、裏面参照

## ◆結核の定義と届出基準◆

厚生労働省ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou11/01-02-02.html>



## 結核（2類感染症）

### （1）定義

結核菌群（Mycobacterium tuberculosis complex、ただし Mycobacterium bovis BCG を除く）による感染症である。

### （2）臨床的特徴

感染は主に気道を介した飛沫核感染による。感染源の大半は喀痰塗抹陽性の肺結核患者であるが、ときに培養のみ陽性の患者、まれには菌陰性の患者や肺外結核患者が感染源になることもある。感染後数週間から一生涯にわたり臨床的に発病の可能性があるが、発病するのは通常30%程度である。若い患者の場合、発病に先立つ数ヶ月～数年以内に結核患者と接触歴を有することがある。感染後の発病のリスクは感染後間もない時期（とくに1年以内）に高く、年齢的には乳幼児期、思春期に高い。また、特定の疾患（糖尿病、慢性腎不全、エイズ、じん肺等）を合併している者、胃切除の既往歴を持つ者、免疫抑制剤（副腎皮質ホルモン剤、TNF- $\alpha$ 阻害薬等）治療中の者等においても高くなる。多くの場合、最も一般的な侵入門戸である肺の病変として発症する（肺結核）が、肺外臓器にも起こりうる。肺外罹患臓器として多いのは胸膜、リンパ節、脊椎・その他の骨・関節、腎・尿路生殖器、中枢神経系、喉頭等であり、全身に播種した場合には粟粒結核となる。肺結核の症状は咳、喀痰、微熱が典型的とされており、胸痛、呼吸困難、血痰、全身倦怠感、食欲不振等を伴うこともあるが、初期には無症状のことも多い。

### （3）届出基準

#### ア 患者（確定例）

医師は、（2）の臨床的特徴を有する者を診察した結果、症状や所見から結核が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、結核患者と診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちにに行わなければならない。ただし、病原体及び病原体遺伝子の検出検査方法以外による検査方法については、当該検査所見に加え、問診等により医師が結核患者であると診断するに足る判断がなされる場合に限り届出を行うものである。この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。鑑別を必要とする疾患は、他の原因による肺炎、非結核性抗酸菌症、肺癌、気管支拡張症、良性腫瘍等である。

#### イ 無症状病原体保有者

医師は、診察した者が（2）の臨床的特徴を呈していないが、次の表の画像検査方法以外の左欄に掲げる検査方法により、結核の無症状病原体保有者と診断し、かつ、結核医療を必要とすると認められる場合（潜在性結核感染症）に限り、法第12条第1項の規定による届出を直ちにに行わなければならない。この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。5歳未満の者においては、この検査方法で病原体保有の確認ができない場合であっても、患者の飛沫のかかる範囲での反復、継続した接触等の疫学的状況から感染に高度の蓋然性が認められる者に限り、届出を行うこと。

#### ウ 疑似症患者

医師は、（2）の臨床的特徴を有する者を診察した結果、症状や所見から、結核の疑似症患者と診断するに足る高度の蓋然性が認められる場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちにに行わなければならない。疑似症患者の診断に当たっては、集団発生の状況、疫学的関連性なども考慮し判断する。

#### エ 感染症死亡者の死体

医師は、（2）の臨床的特徴を有する死体を検案した結果、症状や所見から、結核が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、結核により死亡したと判断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちにに行わなければならない。この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

#### オ 感染症死亡疑い者の死体

医師は、（2）の臨床的特徴を有する死体を検案した結果、症状や所見から、結核により死亡したと疑われる場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちにに行わなければならない。

検査方法	検査材料
塗抹検査による病原体の検出	喀痰、胃液、咽頭・喉頭ぬぐい液、気管支肺胞洗浄液、胸水、膿汁・分泌液、尿、便、脳脊髄液、組織材料
分離・同定による病原体の検出	
核酸増幅法による病原体遺伝子の検出	
病理検査における特異的所見の確認	病理組織
ツベルクリン反応検査（発赤、硬結、水疱、壊死の有無）	皮膚所見
リンパ球の菌特異蛋白刺激による放出インターフェロ $\gamma$ 試験	血液
画像検査における所見の確認	胸部エックス線画像、CT等検査画像

# 感染症法における結核対応関係機関連絡先

令和元年12月改定 岡山県保健福祉部健康推進課

## ◎ 勧告入院の基準

- ① 肺結核、咽頭結核、喉頭結核又は気管・気管支結核の患者であり、喀痰塗抹検査結果が陽性であるとき。
- ② ①の喀痰塗抹検査結果が陰性であった場合に、喀痰、胃液又は気管支鏡検体を用いた塗抹検査、培養検査又は核酸増幅法検査のいずれかが陽性であり、以下のア、イ又はウに該当するとき。
  - ア：感染防止のために入院が必要と判断される呼吸器等の症状がある。
  - イ：外来治療中に排菌量の増加がみられる。
  - ウ：不規則治療や治療中断により再発している。

※届出の際には、保健所から喀痰検査結果、胸部X線所見、呼吸器症状などについて聞かせていただきます。

## ● 岡山県内 保健所・支所一覧

保健所・支所名	平日電話番号	休日電話番号	F A X	住 所	管轄地域
備前保健所	086-272-3934	090-4572-9023	086-271-0317	〒 703-8278 岡山市中区古京町 1-1-17	玉野市、瀬戸内市、吉備中央町
備前保健所東備支所	0869-92-5180	080-2888-3335	0869-92-0100	〒 709-0492 和気郡和気町和気 487-2	備前市、赤磐市、和気町
備中保健所	086-434-7024	090-2295-0083	086-425-1941	〒 710-8530 倉敷市羽島 1083	総社市、早島町
備中保健所井笠支所	0865-69-1675	090-5264-6968	0865-63-5750	〒 714-8502 笠岡市六番町 2-5	笠岡市、井原市、浅口市、里庄町、矢掛町
備北保健所	0866-21-2836	同左	0866-22-8098	〒 716-8585 高梁市落合町近似 286-1	高梁市
備北保健所新見支所	0867-72-5691	同左	0867-72-8537	〒 718-8550 新見市高尾 2400	新見市
真庭保健所	0867-44-2990	090-1686-4913 090-5706-3112	0867-44-2917	〒 717-8501 真庭市勝山 591	真庭市、新庄村
美作保健所	0868-23-0163	0868-23-0111	0868-23-6129	〒 708-0051 津山市椿高下 114	津山市、鏡野町、美咲町、久米南町
美作保健所勝英支所	0868-73-4054	090-3631-8931	0868-72-3731	〒 707-8585 美作市入田 291-2	美作市、勝央町、奈義町、西粟倉村
岡山市保健所	086-803-1262	090-1011-5115	086-803-1337	〒 700-8546 岡山市北区鹿田町 1-1-1	岡山市
倉敷市保健所	086-434-9810	086-426-3033	086-434-9805	〒 710-0834 倉敷市笹沖 170	倉敷市

※留守番電話になっている保健所の場合は、ご用件を録音ください。折り返し、保健所・支所職員からご連絡します。

## ● 岡山県内 結核病床を有する第2種感染症指定医療機関一覧

医療機関名	電話番号	住 所	備 考
南岡山医療センター	086-482-1121	〒 701-0304 都窪郡早島町早島 4066	
平病院	0869-93-1155	〒 709-0498 和気郡和気町尺所 438	
岡山県健康づくり財団附属病院	086-241-0880	〒 700-0952 岡山市北区平田 408-1	
津山中央病院	0868-21-8111	〒 708-0841 津山市川崎 1756	
岡山市立市民病院	086-737-3000	〒 700-8557 岡山市北区北長瀬表町三丁目 20番 1号	

※勧告入院の対象となる患者については、上記の医療機関で分担して入院の受け入れをさせていただきます。

なお、すでに届出医療機関に入院中の患者の場合は、届出医と結核病床を有する第2種感染症指定医療機関の医師とで直接相談の上、患者の容態に合わせた転院計画を立てていただくようお願いいたします。